

事例番号:290276

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

1 回経産婦(帝王切開)

2) 今回の妊娠経過

妊娠 22 週 切迫早産の診断で管理入院

妊娠 23 週 妊娠糖尿病の診断

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 30 週 5 日

11:00 性器出血あり

16:55- 胎児心拍数陣痛図上軽度変動一過性徐脈を認める

17:00 陣痛発来

20:15 陣痛発来、既往帝王切開のため帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 胎盤後血腫あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:30 週 5 日

(2) 出生時体重:1460g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.145、PCO₂ 53.2mmHg、PO₂ 10mmHg、
HCO₃⁻ 18.3mmol/L、BE -11mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 7 点、生後 5 分 8 点

(5) 新生児蘇生:気管挿管、人工呼吸(チューブ・バッグ)

(6) 診断等:低出生体重児、早産児、新生児呼吸窮迫症候群

(7) 頭部画像所見:

生後 51 日 頭部 MRI で PVL(脳室周囲白質軟化症)は認められない、異常なし
4 歳 10 ヶ月 頭部 CT で明らかな脳萎縮は認めず大脳基底核・視床の異常は
明らかではないとする意見、両側側脳室の体部後方から三角
部の変形・周囲白質の菲薄化をごく軽度認めるが PVL に典型的
ではないとする意見、両側被殻上部から深部白質には境界不
明瞭な斑状の淡い低吸収値域があり PVL の可能性もあるとす
る意見がある

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 3 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 4 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因を特定することは困難な事例であるが、分娩時の常位胎盤早期剥離および児の未熟性が関与した可能性があると考える。

(2) 常位胎盤早期剥離が関与したとすれば、妊娠 30 週 5 日 11 時に性器出血の訴えがあった前後から常位胎盤早期剥離が発症し、その影響で胎児の脳の虚血(血流量の減小)から脳性麻痺が発症した可能性があると考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

(1) 妊娠 21 週までの妊婦検診における管理は一般的である。

(2) 妊娠 22 週 5 日に切迫早産の診断で管理入院としたこと、入院中の管理(連日ノンストレス実施、超音波断層法、妊娠糖尿病の管理等)は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 30 週 5 日 11 時妊産婦が性器出血を訴えたことに対して、分娩監視装置を装着し胎児心拍数陣痛図に異常がないことを確認したこと、医師へ報告し腔鏡診を行ったことは一般的である。

- (2) 15時30分、妊産婦が性器出血と腹部緊満の増強を訴えたことに対して、ドップラ法で胎児心拍数を確認したこと、その後に分娩監視装置を装着したことは一般的であるが、超音波断層法などを行っていないことは選択されることが少ない対応である。
- (3) 腹部緊満縮感の増強に対して硫酸マグネシウム水和物ブドウ糖注射液を投与したこと、その後も所見の進行を認め陣痛発来、既往帝王切開のため緊急帝王切開を決定し、決定から1時間43分後に児を娩出したことは医学的妥当性がある。
- (4) 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。
- (5) 胎盤病理組織学検査を行ったことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)、および当該分娩機関NICUへ入院としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

妊娠後半期に性器出血を含む切迫早産様症状の症状がある場合には、異常胎児心拍パターンの程度にかかわらず、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」CQ308に準じて常位胎盤早期剥離を疑った対応を行うことが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

分娩監視装置等の医療機器については時刻合わせを定期的に行うことが望まれる。

【解説】本事例では、診療録の記載時刻と胎児心拍数陣痛図の印字時刻にずれがあった。徐脈の出現時刻等を確認するため、分娩監視装置等の医療機器の時刻合わせは重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

本事例のように、常位胎盤早期剥離の関与が疑われるが新生児仮死がなく脳性麻痺を発症した事例を蓄積して、疫学および病態学的視点から調査研究を行うことが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して
なし。